

松本広域連合指定数量未満の 危険物に関する運用基準

作成令和3年7月1日

目 次

第 1	目的	1
第 2	凡例	1
第 3	用語の定義	1
第 4	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の定義	1
第 5	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	2
第 6	屋外の基準	3
第 7	屋内の基準	5
第 8	屋上の基準	9
第 9	消費施設と貯蔵施設を配管で接続する場合の基準	10
第10	第 1 類又は第 6 類危険物に関する特例基準	12
第11	標識及び掲示板の基準	12
第12	消火設備の基準	13
第13	微量危険物の基準	13
第14	適用	13

第1 目 的

この運用基準は、松本広域連合火災予防条例第4章第1節「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」及び同章第3節「基準の特例」に係る具体的な基準を定めることで、統一的な運用基準に基づき、審査に関する公平性及び正確性を確保するとともに、事務の迅速化を図ることを目的とする。

第2 凡 例

- | | |
|--------|----------------------------|
| 1 法 | 消防法（昭和23年法律第186号） |
| 2 危政令 | 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号） |
| 3 建基法 | 建築基準法（昭和25年法律第201号） |
| 4 建基令 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） |
| 5 条例 | 松本広域連合火災予防条例（平成11年条例第34号） |
| 6 条例規則 | 松本広域連合火災予防規則（平成11年規則第25号） |

第3 用語の定義

- 1 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 2 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 3 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 4 「防火設備」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 5 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 6 「少量危険物」とは、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。
- 7 「微量危険物」とは、指定数量の5分の1未満の危険物をいう。

第4 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の定義

1 屋外の定義

屋外とは、その周囲の相当部分が壁等の風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所であって、屋内及び屋上以外の場所をいう。

2 屋内の定義

屋内とは、建基法で建築面積に算入される部分をいう。

3 屋上の定義

屋上とは、建築物の屋根の上であって、その周囲の相当部分が壁等の風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所をいう。

第5 貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

1 次に掲げる機器、装置、車両等（以下「機器等」という。）により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、その場所における危険物の数量の算定から当該機器等の危険物の数量を除外することができる。

(1) 変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却又は絶縁の目的のため液体の危険物を収納しているもの

(2) 車両等の燃料タンクに危険物が収納された状態で展示又は保管されているもの

(3) 工作機器又は装置に組み込まれた合成樹脂製容器（カップ）等で潤滑等の目的のため10リットル以下の液体の危険物を収納しているもの

2 共同住宅等における管理権原者が異なる場所であって、暖房又は調理の用に供する器具等の燃料として、危険物を容器により貯蔵し、又は取り扱う場合の危険物の数量の算定は、当該場所ごととする。

3 潤滑油循環設備、熱媒体油循環設備等の配管及び附属機器で危険物が循環する場所の危険物の数量は、当該配管等の瞬間最大停滞量とする。

4 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場については、平成22年9月10日付消防予第408号、消防危第196号による。

5 建築物に設置された免震用オイルダンパーのうち、第3石油類等の危険物を取り扱うもので、次の要件に適合するものにあつては、火災危険性が小さいと考えられることから、当該オイルダンパーを一の貯蔵取扱所として差し支えない。また、制振（震）用オイルダンパーのうち、第3石油類等の危険物を取り扱うもので、次の要件に適合するものにあつても、同様の取扱いとして差し支えない。

(1) 取り扱う危険物は、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物（引火点が100度以上の第4類の危険物）であること。

(2) 円筒状の鋼製シリンダー及びその附属部分に危険物が密閉されているものであること。

第6 屋外の基準

1 同一場所の範囲

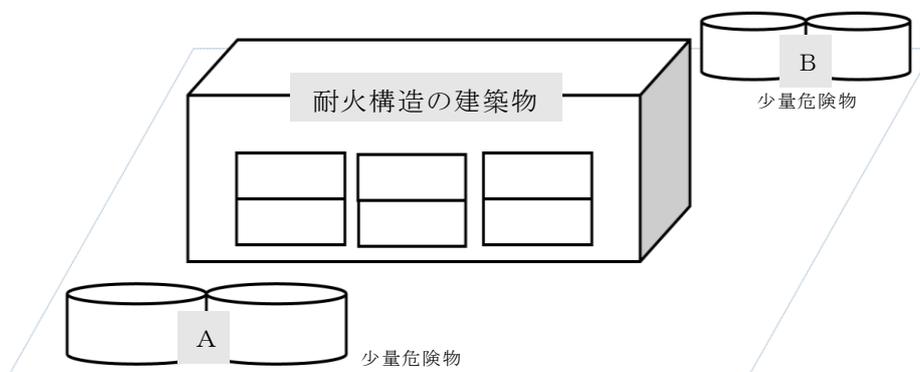
原則として、敷地ごととする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

(1) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

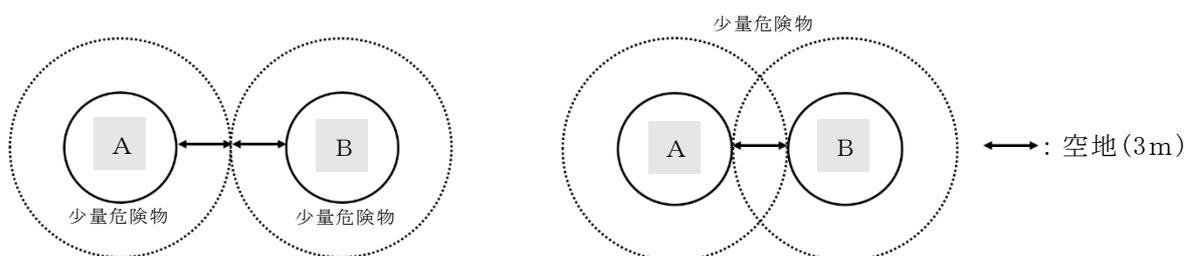
少量危険物貯蔵取扱所相互間が耐火構造の建築物、塀等で防火上有効に隔てられている場合又は少量危険物貯蔵取扱所の周囲に幅3メートル以上の防火上安全な空地を有する場合は、それぞれの少量危険物貯蔵取扱所ごととする（図1-1）。

なお、空地は、他の少量危険物貯蔵取扱所と兼用することはできない（図1-2）。



⇒ A・Bは、別の少量危険物貯蔵取扱所

【図1-1】耐火構造の建築物により防火上有効に隔てられている場合



⇒ A・Bは、別の少量危険物貯蔵取扱所

⇒ A・Bは、一の少量危険物貯蔵取扱所

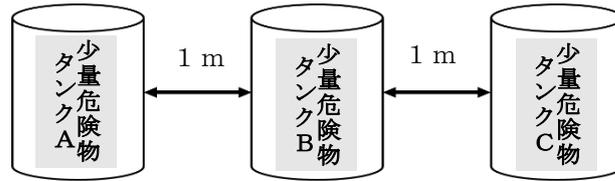
【図1-2】周囲に幅3m以上の防火上安全な空地を有する場合

(2) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

ア 地上タンク

複数のタンクの周囲に幅1メートル以上の空地を有する場合は、それぞれのタンクごととする。

なお、空地は、他のタンクと兼用できる（図2）。



⇒タンク A・B・Cは、別の少量危険物貯蔵取扱所

※ タンク相互を配管で接続する場合であって、当該配管を流れる危険物の量が一日当たり指定数量以上となる場合は、危険物一般取扱所として危政令により規制されることとなるため留意すること。

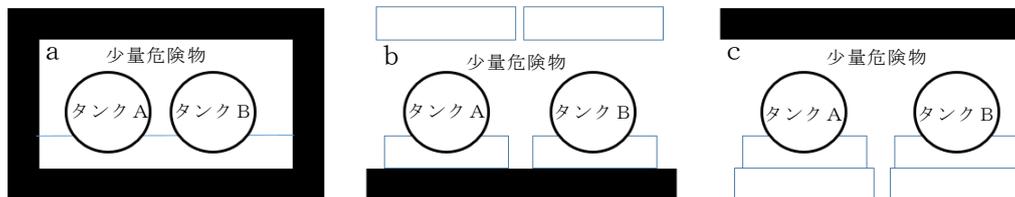
【図2】タンクの周囲に幅1 m以上の空地を有する場合

イ 地下タンク

原則として、タンクごととする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、複数のタンクを合わせて一の少量危険物貯蔵取扱所とする（図3）。

- a 同一のタンク室内に設置されている場合
- b 同一の基礎上に設置されている場合
- c 同一のふたで覆われている場合



⇒いずれの場合もタンク A・タンク Bは、一の少量危険物貯蔵取扱所

【図3】地下に複数のタンクを設置する場合

2 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(1) 空地について

ア 容器、設備等の周囲に設ける空地及び条例第31条の3第2項第1号に規定する空地は、当該容器、設備等を水平投影した外側を起算点として算出するものとする。

イ 少量危険物貯蔵取扱所が田畑等の防火上有効な場所に面している場合は、当該場所を空地とみなすことができる。

ウ 空地は、原則として少量危険物貯蔵取扱所の関係者等が所有権、地上権、借地権等を有している土地であること。

エ 空地の地盤は、平坦であり、軟弱でないこと。

(2) 防火上有効な塀及び条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号ただし書に規定する壁について

ア 高さは、容器、設備等の高さ以上であること。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上とすること。

ウ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする

エ 不燃材料で造られた工作物と一体化した設備又はタンク（製品化されているものに限る。）であって、当該工作物の換気口等の開口部が設けられていない側の側壁は、防火上有効な塀とみなすことができる。

(3) 液状の危険物を取り扱う設備について

ア 条例第 31 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する流出防止の囲いと同等以上の効果があると認められる措置

次の例により、設備、場所等の状況から総合的に判断するものとする。

(ア) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける。

(イ) 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける。

(ウ) パッケージの形態であって、漏れた危険物が容易にあふれ出ない構造を有するもの（キュービクル（鋼板で造られた外箱をいう。以下同じ。）の敷居高による流出防止等）

イ 傾斜及びためます又は油分離槽

(ア) 傾斜及びためます又は油分離槽は、これと同等以上の効果を有すると認められるその他の措置に替えることができる。

(イ) ためますは、原則として、縦、横及び深さをそれぞれ 0.3 メートル以上の寸法とすること。

3 その他

危政令第 2 条第 7 号に規定する危険物以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うときは、火災予防上の措置を講じた場合に限り、これを行うことができる。

第 7 屋内の基準

1 同一場所の範囲

原則として、建築物ごととする。

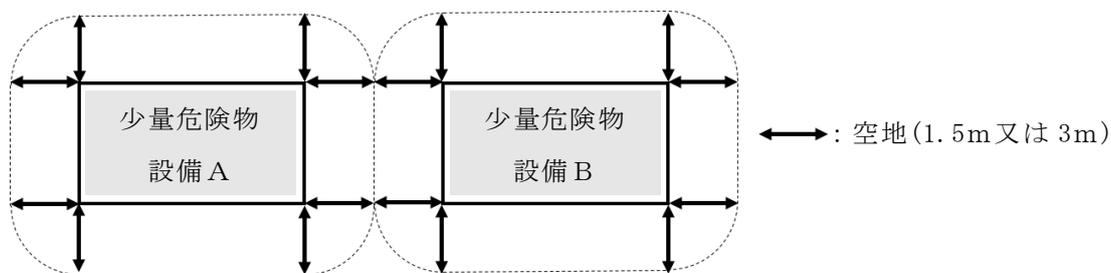
ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

(1) 危険物を取り扱う設備の周囲に空地を有する場合
次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。

ア 空地は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅以上であること（図4-1）。

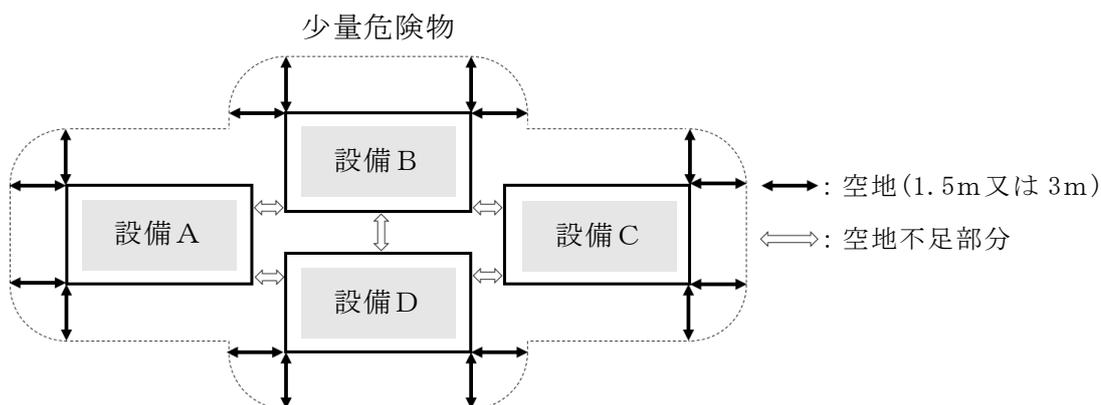
なお、空地は、他の設備と兼用することはできない（図4-2）。

危険物の種類	空地の幅 (m)
第3石油類、第4石油類、動植物油類（当該引火点以上での取扱いがないものに限る。）及び不燃性のもの	1.5
上記以外のもの	3



⇒設備A・Bは、別の少量危険物貯蔵取扱所

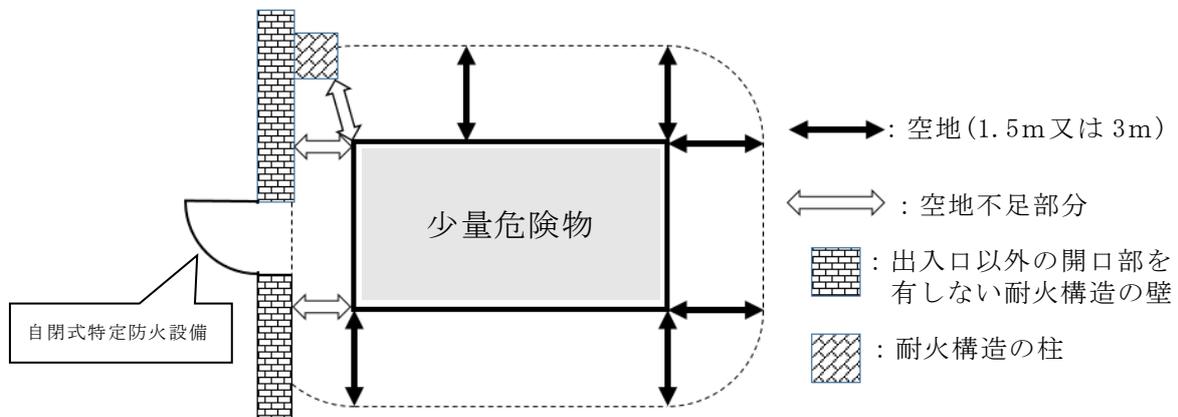
【図4-1】空地を有する場合



⇒設備A・B・C・Dは、一の少量危険物貯蔵取扱所

【図4-2】設備相互間で空地が不足する場合

イ 建築物の壁、柱により空地が不足する場合であって、当該壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造であるときは、前アの空地の幅を当該壁及び柱までの距離とすることができる。また、出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備（平成 12 年建告 1369 号。以下「自閉式特定防火設備」という。）であること（図 5）。



【図 5】建築物の壁、柱等により空地が不足する場合

ウ 空地は、上階がある場合にあつては上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）まで保有すること。

エ 取り扱う危険物は、引火点 40 度以上の危険物（当該引火点以上での取扱いがないものに限る。）又は不燃性の危険物であること。

ただし、これ以外の危険物であっても、発生する可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留し、又は爆発するおそれのない構造の設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

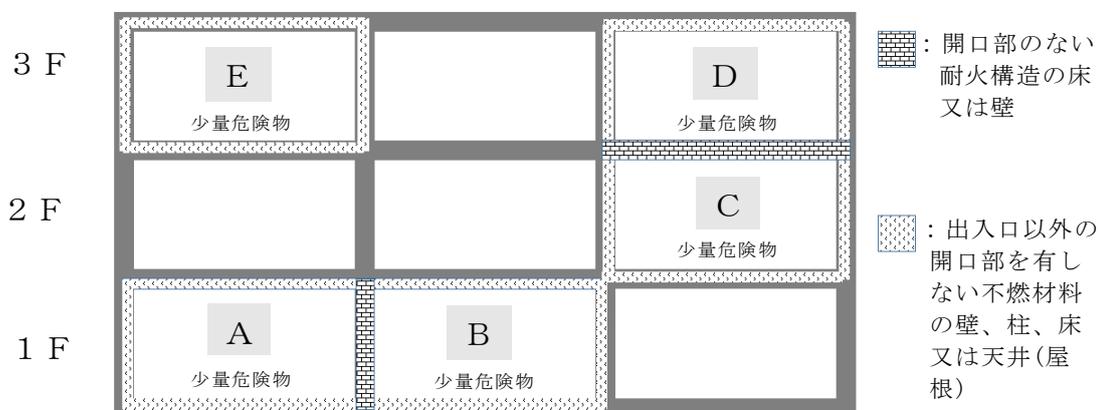
オ 危険物を取り扱う設備は、次に掲げるものであること。

- (ア) 消費設備（ボイラー、バーナー等）
- (イ) 塗装設備（塗装機器と塗装ブースからなるもの）
- (ウ) 印刷、塗布設備
- (エ) 焼入れ設備
- (オ) 放電加工設備
- (カ) 油圧、切削加工設備
- (キ) 潤滑油循環設備
- (ク) その他これらに類する設備

(2) 危険物を取り扱う設備が防火上有効に他の部分と区画されている場合

ア 危険物を取り扱う設備は、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の壁、柱、床又は天井（天井がない場合にあつては屋根）により他の部分と区画すること。

なお、少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設ける場合は、開口部のない耐火構造の床又は壁により、隣接する他の少量危険物貯蔵取扱所と区画すること（図6）。



⇒A・B・C・D・Eは、別の少量危険物貯蔵取扱所

【図6】屋内に防火上有効な区画を設ける場合

イ 出入口は、防火設備とすること。

- (3) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
前(2)の例によること。

2 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

- (1) 条例第31条の3の2第3号に規定する危険物の浸透防止、傾斜及びためますについて

ア 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたものをいう。

イ 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであることをいう。

- (2) 条例第31条の3の2第5号に規定する採光、照明及び換気の設備について

ア 「採光、照明」は、次によること。

(ア) 照明設備が設置され、十分な照度を確保できる場合は、採光設備を設けないことができる。

(イ) 出入口、窓等から十分に採光を確保することができ、かつ、危険物の取扱いが昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

イ 「換気設備」は、次によること。

- (ア) 換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。
 - (イ) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を設置しないことができる。
 - (ウ) 耐火構造等の壁に給気口等の開口部を設置する場合は、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。
- (3) 条例第 31 条の 3 の 2 第 6 号に規定する可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合について

「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合」とは、次のいずれかの場合をいう。

ア 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が 40 度以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

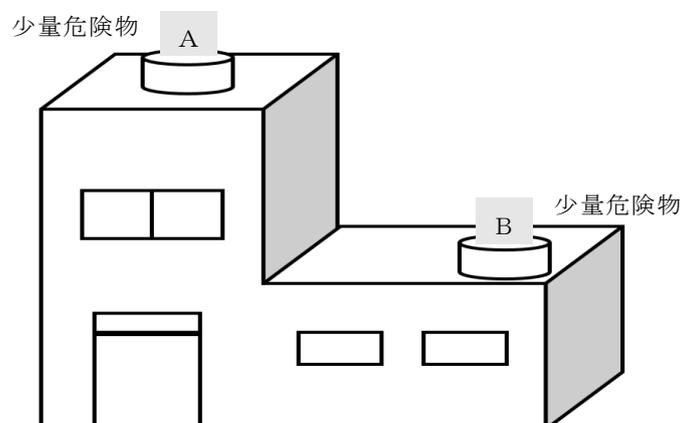
第 8 屋上の基準

1 同一場所の範囲

原則として、屋上ごととする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

- (1) 同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合（**図 7**）。



⇒ A・B は、別の少量危険物貯蔵取扱所

【**図 7**】 同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合

(2) 第7、1(1)において示す空地进行を有する場合

2 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

次に掲げるいずれの要件も満たす場合には、条例第31条の3の2の規定は適用しないことができる。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備若しくはタンクは、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造った建築物の屋上に固定すること。

(2) 危険物を設備で貯蔵し又は取り扱う場合は、次によること。

ア 設備は、キュービクルに収納するものとし、当該キュービクルの周囲には、危険物の流出防止のため高さ0.15メートル以上の囲いを設け、かつ、ためます又は油分離槽を設けること。

ただし、当該キュービクル自体の敷居高等により危険物の流出防止に同等の効果が認められるものにあつては、この限りでない。

なお、流出防止を要する部分は、危険物を取り扱う機器を収納した部分に限られ、その他の部分（制御盤等）には流出防止を要しない。

イ キュービクルの内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備又は機器を設けること。

ただし、当該キュービクルの点検扉を開放することにより、十分な採光を得ることができる場合は、この限りでない。

ウ キュービクル（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲には、幅1メートル以上の空地进行を保有すること。

なお、空地进行を保有できない場合は、第7、1(1)イの例によること。

3 その他

危政令第2条第7号に規定する危険物以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うときは、火災予防上の措置を講じた場合に限り、これをすることができる。

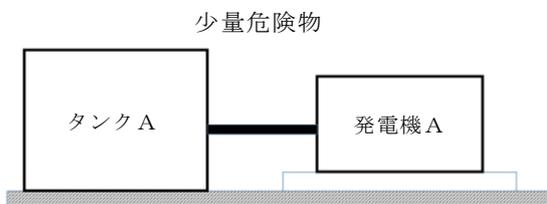
第9 消費施設と貯蔵施設を配管で接続する場合の基準

消費施設と貯蔵施設（いずれも少量危険物の数量以下であるものに限る。）を配管で接続し、これらが同一工程であるもので次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

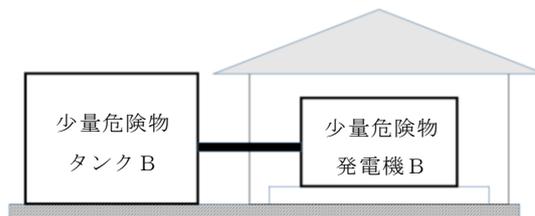
なお、消費施設と貯蔵施設が一の少量危険物貯蔵取扱所となる場合の危険物の数量の算定は、当該消費施設又は貯蔵施設において貯蔵し、又は取り扱う危

険物の数量のうち、いずれか大なる方の量とすること。

- 1 消費施設及び貯蔵施設の全部又はいずれかが屋外に隣接して設置される場合
 (図 8-1-1・図 8-1-2)

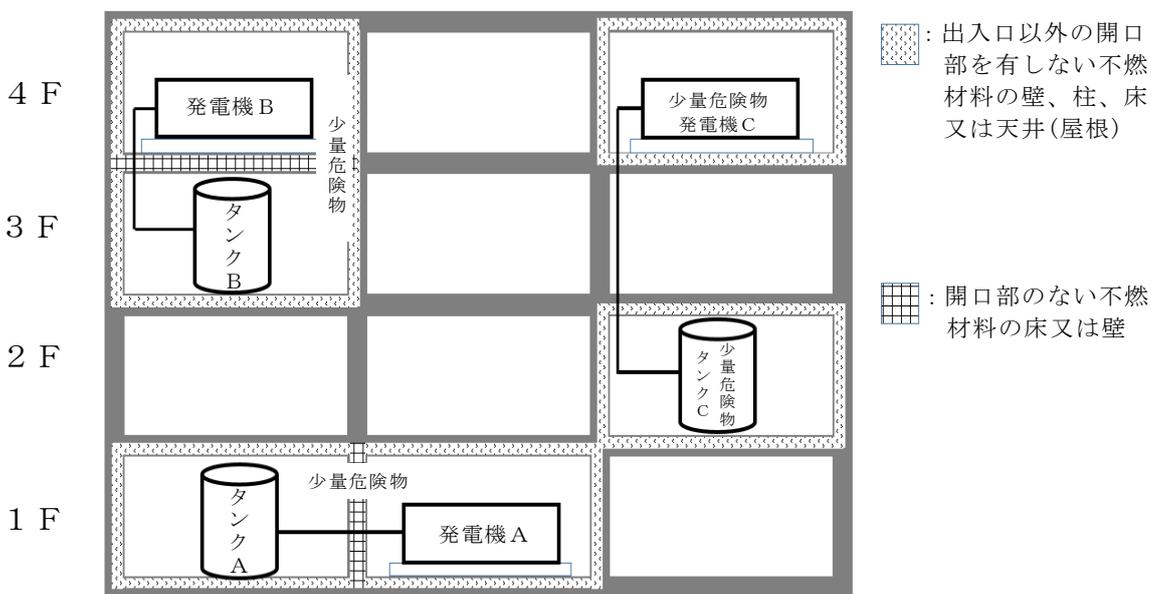


⇒タンク A・発電機 Aは、
一の少量危険物貯蔵取扱所
 【図 8-1-1】全部が屋外の場合



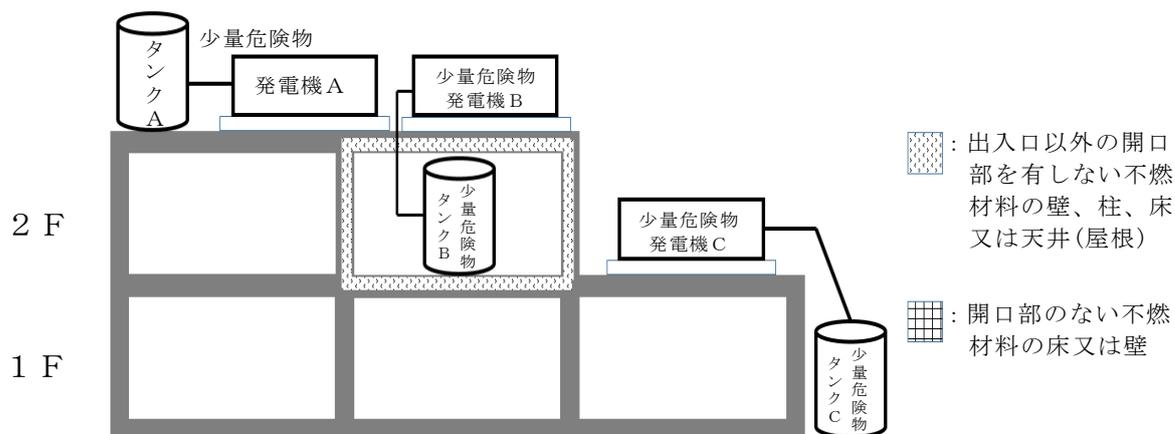
⇒タンク B・発電機 Bは、
別の少量危険物貯蔵取扱所
 【図 8-1-2】貯蔵施設が屋外の場合

- 2 消費施設及び貯蔵施設の全部が屋内の区画された場所に設置される場合 (図 8-2)。



⇒タンク A・発電機 Aは、一の少量危険物貯蔵取扱所
 ⇒タンク B・発電機 Bは、一の少量危険物貯蔵取扱所
 ⇒タンク C・発電機 Cは、別の少量危険物貯蔵取扱所
 【図 8-2】屋内の場合

3 消費施設及び貯蔵施設の全部又はいずれかが屋上に設置される場合（図 8 - 3）



- ⇒タンク A ・ 発電機 A は、一の少量危険物貯蔵取扱所
- ⇒タンク B ・ 発電機 B は、別の少量危険物貯蔵取扱所
- ⇒タンク C ・ 発電機 C は、別の少量危険物貯蔵取扱所

【図 8 - 3】 屋上の場合

第10 第 1 類又は第 6 類危険物に関する特例基準

- 1 第 1 類又は第 6 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、条例第 31 条の 3 の 2 第 1 号に規定する壁、柱、床及び天井の材質は、延焼のおそれのある部分（建基法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。）以外の部分は、難燃材料を使用することができる。
- 2 第 6 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、条例第 31 条の 3 の 2 第 1 号に規定する床の材質は、不燃材料以外の当該危険物によって侵されない材料のものを使用することができる。

第11 標識及び掲示板の基準

条例規則別表付図第 4、第 5 及び第 6 において規定する標識並びに掲示板は、原則として、一の少量危険物貯蔵取扱所（移動タンクを除く。以下本項において同じ。）に対し、一ずつ設けること。

ただし、複数の少量危険物貯蔵取扱所が隣接しており、併せて視認できる場合は、同表付図第 4 及び第 6 の標識を兼用することができる。

第12 消火設備の基準

1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、当該規定に基づいた消火設備を設けること。
- (2) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けない場合は、貯蔵し、又は取り扱う危険物に適合する消火器を 1 個以上設けるよう指導すること。

2 移動タンク

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 8 条に規定する自動車用消火器を 1 個以上設けるよう指導すること。

第13 微量危険物の基準

屋外又は一の建築物内に、微量危険物が複数存在する場合であって、それぞれの場所が、次のいずれかに適合するときは、当該場所ごとに危険物の数量を算定することができる。

ただし、敷地又は建築物ごとに合算した微量危険物の数量が指定数量以上となる場合は、この限りでない。

- 1 微量危険物の周囲に 1 メートル以上の空地が保有されている。
- 2 不燃材料で区画されている。

※ この規定は、現に存する微量危険物に限って適用することができるものであるから、将来設置が予定される危険物施設について、この規定に基づく危険物の貯蔵取扱いは、これをするとはできない。

第14 適用

- 1 この運用基準は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この運用基準適用の際、現に存する指定数量未満の危険物にあっては、この運用基準にかかわらず、なお従前の例による。